

三原市歴史民俗資料館愛称選考委員会の設置について

1 設置

三原市歴史民俗資料館の愛称を選考するため、三原市歴史民俗資料館愛称選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、三原市歴史民俗資料館の愛称の選考に関することを所掌する。

3 委員の定数

委員会の委員は8人以内とする。

4 委員

委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育部長
- (2) 広報戦略課長
- (3) 学識経験者
- (4) 市民代表